（市街化区域内農地転用）農地法４条・５条届出　添付書類一覧表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 必　要　書　類 | 部　数 | 備　　　考 |
| 届出書 | ４条…２部 | （松伏町農業委員会規定様式） |
| ５条…３部 |
| 本人確認書類 | 備考参照 | **1.届出者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。（５条の場合、譲受人と譲渡人両方）**【1点でよいもの（官公署が発行した顔写真付き身分証明書）※１】　運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等【2点必要なもの（官公署が発行した本人の氏名及び住所が記載されたもの）※２】　健康保険の被保険者証（又は資格証明書）、年金手帳又は在学証明書等　代理人が持参する場合や郵送等による場合、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。　上記※１に掲げる書類の写し　上記※１の書類を添付することができない場合、上記※２に掲げる書類のうち２つの写し。　申請者が法人の場合は、上記添付書類１の登記事項証明書等により確認します。　必要に応じて農業委員会が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。 |
| 委任状 | １部 | （松伏町農業委員会規定様式） |
| 土地全部事項証明書 | １部 | ３ヶ月以内のもの（法務局で交付） |
| 申請地案内図 | １部 | 住宅地図のコピー等 |
| 公図の写し | １部 | ３ヶ月以内のもの（コピー可） |

* 届出受理には、おおむね１週間程度かかります。
* 届出受付は、開庁日毎日行っております。
* 平成９年１０月１６日付で農地法施行規則が改正され、土地改良区の受理証明書の添付が不要となりましたが、台帳地目が田の場合、農地転用除斥決済金は従来どおり納入する必要があります。詳細は下記土地改良区事務所までお問い合せ下さい。

　・葛西用水路土地改良区　℡ 0480-47-3811　　幸手市戸島2-155

※　農地転用の目的欄は、適切に記入して下さい。

松伏町農業委員会　TEL 048-991-1853（直通）　 FAX 048-991-3600